

「(仮称)上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業計画段階環境配慮書」に関して御船町が熊本県に提出した意見の内容を公表します。

該当項	事 項	内 容
	全般	(1) 当該事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成については、その意義やエネルギーの利活用方法について十分に説明を行い、施設周辺地域や環境に配慮した全国のモデル事業となるよう努めること (2) 同種事業の実施には地域住民の理解が重要であるため、事業を進めるに当たっては丁寧な説明に努め、供用までに地域住民と環境保全に関する合意形成を図ること (3) 環境アセスメントを実施するに当たっては、住民等の意見に配慮し、わかりやすい図書となるよう努め、下記個別事項について配慮すること
	全般	事業実施想定区域内に複数の施設の設置が計画されていることから、各施設に起因する環境影響について、それらを複合的に調査・予測・評価を行うこと。
	環境保全対策に関すること	環境保全対策の検証結果については、可能な限り具体的かつ数値を用い、住民がわかりやすいよう掲載すること。
	大気質に関すること(1)	事業実施想定区域周辺には、住宅、環境の保全に特に配慮が必要な施設(学校・保育所等、福祉施設、病院・診療所)が多数あり、周辺山間地では環境にこだわった農業が行われているため、工事及び供用に当たっては大気質への影響を最小限とするよう取り組むこと。また方法書以降の大気質の調査について、環境の保全に特に配慮が必要な施設付近に大気質の調査点を設けて調査・予測・評価すること。
2-33 (35)	大気質に関すること(2)	供用後の排ガス測定結果については、地域住民や周辺施設等に対し積極的に情報提供を行い、その方法について地域住民と合意形成を図ること。
2-33 (35)	騒音、振動、悪臭に関すること	事業実施想定区域の北側及び東側(道路向かい)に住宅が隣接しているため、環境基準に適合させるだけでなく、対策を講じる内容について周辺住民と合意形成を図り、また工事及び供用に当たっては騒音、振動、悪臭を定期観測・公表するなど、丁寧な説明に努めること。 また、廃棄物の搬出入車両に対しては、法令に定める廃棄物の運搬基準を徹底させるために事業者独自の対策を講じること。
2-34 (36)	悪臭に関すること	焼却炉等の定期補修期間中などにおいて、焼却炉を活用したピット内の脱臭対策が十分に機能するかあらかじめ検証すること。

	水質に関する こと(1)	①事業実施想定区域から南側に流れる河川は下流域集落(川内田地区)において農業用水路として利用されているため、工事に伴う地形改変、濁水の発生や調整池(雨水)からの排水が当該水路に与える影響について調査・予測・評価を行う必要がないか検討すること。 また、調整池からの放流については、流量多寡により当該水路に構造的な影響を与える可能性があるため現状を把握したうえで対策を検討すること。 ②矢形川流域への影響についても調査・予測・評価を行う必要がないか検討すること。
2-34 (36)	水質に関する こと(2)	事業実施想定区域の南側集落(川内田地区)では、生活用水に井戸水を使用しているため、工事前、工事期間中及び供用後において、周辺井戸等の地下水質を調査・公表することについて検討すること。また、事業実施想定区域内における汚水の地下浸透防止対策を徹底するとともに、当該集落住民に対し丁寧な説明を行うこと。
2-34 (36)	水質に関する こと(3)	クローズドシステムを基本とする排水計画について、緊急時や定期補修時における焼却炉等停止中の汚水処理方法について明らかにすること。 また、2.2.8(2)排水計画における汚水発生源については、屋内床洗浄や洗車などで発生する汚水についても可能な限り具体的に示し、雨水以外の排水がないことを示すこと。
	地下水に関 すること	地下水の取水に伴う周辺地下水位への影響について、事業実施前後において、周辺井戸等の水位を調査することについて検討すること。 また、施設内での水の再利用、雨水利用等による給水方法について検討し、地下水採取量の抑制を図ること。 地下水の涵養への取組については、関係機関と協議を行ったうえで具体的に示すこと。
	工事に伴う水 利用に関する こと	工事に伴う水利用計画について具体的に示すこと。また、上水道を利用する場合は当町水道事業者と協議を行うこと。
2-35 (37)	景観に関す ること(1)	施設外観について、地域住民に親しみのある施設とするため、十分に地域住民の意見を聴取して検討すること。また、くまもとアートポリス事業への参画についても検討すること。
5-24 (80)	景観に関す ること(2)	上野保育園周辺、鼎春園、吉無田高原からの景観について、調査・予測・評価することを検討すること。
	廃棄物に関 すること	PCB廃棄物、アスベスト等の取り扱わない廃棄物の混入を防止するため、事業者独自の対策を講じること。
2-26 (28)	搬入計画に 関すること(1)	一般廃棄物及び産業廃棄物の搬出入車両に対し、図2.2-14で示す搬出入車両ルートを通行させるための具体的な対策を示すこと。 また益城町方面からマミコウロードを通るルート及び甲佐町方面からマミコウロードを通るルートについて主な搬入ルートとして設定する必要がないか検討すること。 また、事業実施想定区域周辺地域の家庭ごみ等を収集する車両(御船町委託・許可車両)が同図で示す搬出入車両ルート以外を通行する旨を記載すること。
2-26 (28)	搬入計画に 関すること(2)	図2.2-14搬出入車両ルートにおいて、工事、災害等に伴う通行止め等が考えられる。あらかじめ迂回ルートの設定や運搬業者への連絡方法について検討すること。

2-27 (29)	交通に関する こと(1)	図2.2-14で示す搬出入車両ルートを大型車両等が通行することに伴う道路路面等への影響について調査・予測・評価をする必要がないか検討すること。マミコウロードは広域営農団地農道として整備された道路区分：第3種第3級、設計速度：40km/hの農道であることから、特に配慮すること。 また、道路管理者他関係団体と協議のうえ対策を検討すること。
	交通に関する こと(2)	①事業実施想定区域周辺地域の道路及び図2.2-14で示す搬出入車両ルートは通学路や地域住民の主要道路であるため、周辺道路の交通状況を詳細に把握したうえで、工事中及び供用中の車両（産業廃棄物、一般廃棄物運搬車両）の通行が登下校時の交通安全やその他一般車両等の通行にどのような影響を与えるか詳細に調査・予測・評価するとともに、道路管理者他関係団体と協議のうえ、対策を講じること。 ②事業実施想定区域周辺にはコミュニティバス、スクールバスの乗降場が設けられているため、配慮すること ③交通に関する調査・予測・評価に当たっては、2.2.9②に記載する一般廃棄物搬入車両約230台/日の縮減台数を明確にする必要がないかについて検討すること。仮に約230台/日の数値をもって予測、評価する場合は、その理由についても明確にすること。
	交通に関する こと(3)	①図2.2-10に示す車両搬出入口2カ所は、いずれも速度がでやすく勾配により見通しも良くない道路の位置に接続されていること加え、特に北東側車両出入口は事業実施想定区域北側及び東側に隣接する住民が出入りする道路に近接しているため、出入口の設置位置については交通安全に配慮して詳細を検討すること。 ②方法書以降においては、当該出入口の形状及び道路渋滞回避のための右折レーン等の設置について具体的に検討したうえで交通に関する詳細な調査・予測・評価を行うこと。 また、道路管理者他関係団体と協議のうえ対策を検討し、近接住民との合意形成を図ること。
2-21 (23)	土地利用計画 に関すること	緑地の整備計画については、視認性の確保、崩落等による道路交通に支障が生じることのないよう道路管理者と協議のうえ検討すること。
	夜間照明が与 える影響につ いて	夜間照明による景観、農作物、自然環境への影響が懸念されることから、夜間照明の設置方法等については配慮するとともに、その影響について予測、評価の必要がないか検討すること。
2-30 (32)	造成計画に関 すること	図3.2-39に示されるとおり、事業実施想定区域西側に土砂災害（特別）警戒区域が存在するため、造成工事に伴う影響を調査・予測・評価する必要がないか検討すること。
	根拠の無い風 評に関するこ と	廃棄物処理施設が立地することによる周辺生活環境や周辺畜産農業等への根拠のない風評に対し、可能な限り早期段階から正確な情報発信を行う等、その対策を検討すること。
	調整池の整備 に関すること	調整池について、鳥インフルエンザ対策として防鳥網等の設置を検討すること。
	火災及び災害 等への対策に 関すること	近年相次ぐエアゾール製品及びカセットボンベ等を起因としたピット内火災や、廃棄物の不適切な管理に起因する場内火災等への対策として、廃棄物の受入、処理及び保管の管理徹底を図り、有効な消火設備等の導入を検討すること。 また、敷地内一部に盛土による造成が計画されているが、その構造、建物の配置に関して、近年激甚化する各種災害への対策に万全を期すこと。
4-3 (195)	計画段階環境 配慮事項の選 定理由に関す ること	廃棄物の搬出入に伴う大気質（粉じん等）を計画段階環境配慮事項として選定しない理由について、車両台数を根拠に重大な環境影響が想定されないためと説明されているが、粉じんは廃棄物の破砕等によっても発生することが予想されることから、破砕する廃棄物の性質及びその量を考慮したうえで、計画段階環境配慮事項として選定する必要がないか検討すること。

5-23 (221)	計画段階環境配慮事項(景観)の調査・予測・評価に関すること	図5.2-2(1)(2)の一部写真について、施設(主にプラント、排気塔)の方角を捉えていない、また図5.2-3(1)(2)でフォトモンタージュされた施設の配置位置の精度が低い。このことを検証のうえ、方法書以降において適切な修正を行うこと。
2-26 (28)	その他(1)	表2.2-7の表の合計台数が施設内訳台数と一致していない。
2-29 (31)	その他(2)	事業実施想定区域は、御船町都市計画区域以外の区域であり、10,000㎡以上の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要となるため、表2.2-8事業スケジュール(予定)に開発行為許可申請に係る時期及び期間を記載すること。
3-22 (60)	その他(3)	3.1.4(2)地質の状況について、事業実施想定区域から北西側天君ダム周辺に御船町指定の天然記念物「御船層群上層部化石包蔵地」に関する記載がない。
3-46 (84)	その他(4)	表3.1-22No.2御船町木倉クスノキの備考欄に、位置の記載がされていない。(備考:御船高等学校敷地内)
3-87 (125)	その他(5)	図3.2-15に示される水越川、座目木川(御船町管理河川)は普通河川である。また、事業実施想定区域から川内田地区に流れる普通河川の名称は「川内田川」であるため表示すること。 その他河川についても各河川管理者に確認のうえ、必要な修正を行うこと。
3-58 (96)	その他(6)	表3.1-28に以下の記載がない。 名称:鼎春園 概要:1913年に宮部鼎蔵と弟・春蔵を追慕する旧七滝村民によってつくられた公園です。中央には高さ5m程の巨大な鼎蔵の顕彰碑があり、左右には兄弟の歌碑(向かって左が鼎蔵・右が春蔵)が立っており、積上げられた碑石は宮部邸の礎石が使用されています。(出展:熊本県・御船町のお出かけ・観光情報サイト)
3-96 (134)	その他(7)	表3-2-15に以下の記載がない。 (以下の放課後児童健全育成事業(学童クラブ)) 「七滝中央学童保育かなえばクラブ」(上益城郡御船町上野1527番地1) 「滝尾学童保育たんぼぼクラブ」(上益城郡御船町滝尾1025番地) 「木倉学童保育あけぼのクラブ」(上益城郡御船町木倉954番地) (以下の認可保育所) 「御船町立若葉保育園」(上益城郡御船町木倉1416番地) ※図3.1-1に示す調査対象地域の範囲に入らないか詳細に確認すること。 (以下の福祉施設) 「小規模多機能ホーム みどりの丘」(上益城郡御船町上野1519-2) 「田代西部福祉センター生活介護事業所」(上益城郡御船町田代1842番地4)